

令和6年第3回（定例）高砂市教育委員会 会議録

令和6年2月15日午後3時30分高砂市教育委員会を高砂市役所南庁舎2階会議室2において開会

出席者

教育長	玉野 有彦
委員	吉田 美香
委員	山名 克典
委員	神尾 信作

欠席者

委員	吉屋 章
----	------

出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	福本 典子
学校教育室長	矢野 仁之	教育総務課主幹	石原 里美
生涯学習課長	四方 亮輔	中央公民館兼伊保公民館長	星野 雅成
学校教育課長	福永 慎也	学校教育課副課長	神吉 真紀
総務部人事課長	北野 友敏		

本日の会議に付した事件

議案

- 1 社会教育委員の委嘱について
- 2 令和6年度生涯学習グループの登録について

協議事項

- 1 令和6年高砂市議会3月定例会提出議案に係る意見の聴取について
- 2 高砂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を定めることについて
- 3 高砂市教育センター条例施行規則及び高砂市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

報告事項

- 1 高砂市教育委員会事業後援について

その他

- 1 3月行事予定について
- 2 令和6年度学校教育の基本方針について

○教育長 本日、人事課が説明に来ておりますので、協議事項 1 の人事に関することを先にさせていただきます。

議 事 協議事項 1 令和 6 年高砂市議会 3 月定例会提出議案に係る意見の聴取について

○事務局 市長から教育委員会に対しまして、3 月定例会提出議案に係る意見の聴取がござい
ます。市議会が 2 月 26 日から開会される予定で、本日、意見の聴取ということ
になってございます。

3 月定例会の提出議案につきましては、高砂市会計年度任用職員の給与等に関
する条例及び高砂市企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定め
ることについてと第 10 回令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算について
の 3 つでございます。

それでは、1 つ目の議案を人事課のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び高砂市企業職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例の御説明になります。

資料 8 ページには国からの通知を参考資料としてつけさせていただいており
ます。

令和 6 年度より会計年度任用職員、いわゆる昔でいう臨時職員になります、全
員に勤勉手当を支給することができるように地方自治法の改正がありました。民
間でいうボーナスというのは、公務員は期末手当と勤勉手当の 2 つになるんです
けれども、今まで会計年度任用職員においては片一方、期末手当だけの支給にな
っていましたが、令和 6 年 4 月から期末手当、勤勉手当、両方を支給できるよう
になるという通知になっております。

1、改正の趣旨の最後から 3 行目、「パートタイムの会計年度任用職員に対す
る勤勉手当の支給を可能とするものであること」であるとか、2 の会計年度任用
職員に対する勤勉手当の支給の、最後から 3 行目、「フルタイムの会計年度任用
職員についても、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであるこ
と」、こういった通知があることと地方自治法の改正から令和 6 年 4 月から支給
するようになるとなっております。

11 ページからは条例の改正文となります。

13 ページからの新旧対照表に沿って御説明させていただきます。

改正の趣旨としましては、先ほどお伝えしましたように、地方自治法の一部改
正を踏まえまして、会計年度任用職員に対して令和 6 年度から勤勉手当を支給す
るために必要な改正を行うものです。また、一般職の職員と基本的に同じ制度と

して導入されますので、一般職の勤勉手当の規定を準用している部分がございます。

新旧対照表では、改正条例が1条関係、2条関係、附則関係とありまして、1条関係は会計年度任用職員の給与条例、2条関係は企業職員の給与条例、附則に関しましては職員の育児休業の条例となっております。

まず、1条関係、会計年度任用職員の給与条例です。第2条のところですが、第2条の部分では、期末手当を支給することに伴いまして期末手当の記載を追加するという形になっております。

第7条の2の第1項につきましては、フルタイム会計年度任用職員について、給与条例第19条の規定を準用する規定となっております。給与条例の第19条というのは、勤勉手当の基準日であるとか計算の基礎となる金額、月数などを定めている条となります。

第2項も準用についての規定となっております。前条第2項、第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当についての規定でありまして、現在、六月以上の勤務がないと期末手当を支給することができないんですけれども、その例外についての記載がありまして、勤勉手当についても準用することとなっております。

第18条の2の第1項につきましては、パートタイム会計年度任用職員について、先ほどのフルタイム会計年度任用職員と同様に、給与条例の第19条を準用する規定となっております。

続いて、第2項につきましては、先ほどの第7条の2第2項で説明させていただいた内容と同じで、六月以上の勤務がないと期末手当を支給することができないんですけれども、その例外についての記載がありまして、勤勉手当についても準用する規定となっております。

1条関係については以上になります。

続いて、2条関係は高砂市企業職員の給与に関する条例についてです。教育委員会については関係がないところになりまして、こちらも勤勉手当の文言の追加があるというふうになってございます。

続けて最後に、附則の第3項関係です。こちらにつきましては、育児休業をしている職員が基準日の時点で育児休業を取得していても、以前6か月以内に勤務をした期間がありましたら期末手当と勤勉手当を支給できるように改正となっております。

○教育長 この提出議案だけを先に質疑させていただきます。この提出議案について御意見、御質問ございますか。

○委員 育児休暇中の人たちは、半年以内に勤務していたら、期末手当がもらえるということですか。

- 事務局 そうですね。ボーナスというのは基準日がありまして、6月のボーナスだったら6月1日、12月のボーナスが12月1日、その時点でどういった状況かというのをまず見ます。休職とかの場合でしたら、そこが全くゼロで支給しないという形になるんですけれども、育児休業の場合は、そこはゼロにはしなくて、育児休業という状況を勘案しまして、前6か月の勤務実績があるのであれば、そこは支給しますという規定になります。
- 委員 介護休暇とかその他の休暇に関しての規約というのは、この中に入っていないですね。介護休暇というのは連続して何週間かしか取れないとか規約がありますから。取っても普通に勤務する分があるから、期末手当はもらえるわけですよね。
- 事務局 そうですね。介護休暇も、期間の間に欠けた部分がありましたら、その欠けた分は減額されるんですけれども、支給の対象にはなってきますね。
- 委員 今言われたように、欠けた分は、減額の対象になるわけですか。
- 事務局 減額の対象になってきますね。
- 委員 育児休暇はならないですか。
- 事務局 ならないですね。
- 委員 育児休暇はならないけど、介護休暇は減額の対象になるんですか。
- 事務局 そうですね。
- 委員 そうですか。ありがとうございます。
- 教育長 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当のところで、括弧書きに「1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く」、これは著しく短いというのは。
- 事務局 そうですね。その「著しく短い」というのは20時間未満になります。
- 教育長 20時間未満。
- 事務局 20時間未満であると、週3日に満たないぐらいになります。ボーナスが当たる対象にはなってこない形になります。
- 委員 20時間というのは週20時間ですか。
- 事務局 はい。
- 委員 週20時間以内のパートタイマーの人は期末手当が出ない。
- 事務局 出ないです。
- 委員 俗に言う寸志的なものも出ないですか。
- 事務局 出ないです。
- 委員 そうですか。そこは民間と違うところですね。
- 事務局 違います。
- 委員 民間は寸志だけは出ますけど、出ないんですね。
- 事務局 出ないです。寸志が条例に書かれてないので、書かれてない以上払えないです。
- 委員 分かりました。
- 教育長 週5日、1日4時間も週20時間未満ですか。

○事務局 いえ。20時間以上になります。20時間がラインですね。

○教育長 それは20時間以上となる。

○事務局 20時間以上になります。20時間以上だったら対象になります。

○教育長 わかりました。

他にございませんか。よろしいですか。

それでは、この提出事項につきましては、協議、質問ありましたが、原案どおりで決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項1について、原案どおり可決とします。

議 事 議案 1 社会教育委員の委嘱について

○事務局 社会教育委員の委嘱につきまして、委員から令和6年1月29日付で辞任する旨の辞任願の提出がありました。それに伴い、案を提案させていただいております。

まず、委員の後任につきましては、1ページにお示ししております現鹿島中学校校長が後任に挙がっております。在任期間は残任期間と同じ令和6年1月30日から令和6年3月31日までとなっております。

議案1については以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案1について、原案どおり可決とします。

議 事 議案 2 令和6年度生涯学習グループの登録について

○事務局 令和6年度、市立公民館の地域交流センターへの移行に伴いまして、現在の公民館登録グループ制度を改定いたしまして、新たに生涯学習登録グループとして活動していただく予定としております。

議案書の2ページをお願いします。

令和6年度生涯学習登録グループ申請数につきましては、表にお示しのとおりとなっており、133グループとなっております。令和5年度と比較いたしまして4グループの減少となっております。なお、非継続グループが9グループ、新規のグループにつきましては5グループでございます。

また、会員数につきましては、阿弥陀、北浜公民館で増加しており、一方、高砂、曽根公民館を除く他の公民館においては減少となっており、全体といたしましては、今年度と比較をいたしまして53人減の1,374人となっております。

近年、登録グループ数また会員数とも減少傾向が続いており、公民館といたしましては、公民館登録グループ制度の改定に伴い、従来の申請基準を見直し申請要件を緩和するとともに、公民館活動のPR、また、一般貸館で利用されているグループへのお声がけなどを実施いたしております。

今後も、現在の公民館登録グループが今までどおり活動できるよう教育委員会で支援するとともに、魅力ある社会教育活動のPRに努めまして、登録グループ、会員数の増加につなげていきたいとは考えております。

続きまして、議案書の3ページから6ページにつきましては、生涯学習登録グループの一覧をお示しいたしております。

令和6年度生涯学習登録グループの認定につきましては、本日午前中に開催されました社会教育委員の会議におきまして説明をさせていただき了承を得ており、本日の教育委員会で了承をいただければ、令和6年4月1日付で登録認定証を交付する予定といたしております。

○教育長 事務局より説明が終わりました。議案2の生涯学習登録グループの登録について、御意見、御質問ございませんか。

○委員 登録グループの減少を何とかしたいと私も思っていますが、公民館の使用料について、1時間単位での使用料になったので、幾らか値上がりしたということ聞いたんですが。

○事務局 12月議会に地域交流センターの設管条例が上程されて可決された中で、委員おっしゃるように、今現在、公民館は午前、午後、夜間という3区分の中で御使用いただいておりますが、新たに地域交流センターになりますと1時間単位の使用料が発生すると。ただ、使い方によっては、また部屋によっては、現状から安くなる場合もあるし、現状と同じような形になる場合、それから少し値上がりというところもあると思いますので、一律値上がりするということは、認識はないところです。

○委員 午前、午後、夜間で幾らという3分割であったものが1時間単位になると、結果的には使用料が高くなるほうが多くなるような気がするんですが。午前3時間で合計すれば以前と変わらないとか、午前一括、午後、夜間の振り分けでなく、1時間ごとにしても、結果的には安くなり使用料は抑えられることのほうが多いとか。

○事務局 現在、公民館、先ほど御説明を申し上げましたように、午前、午後、夜間というくくりで、そういう区分で使用していただいている。ただ、そのグループによれば、午前9時から12時までの区分になっておるんですが、3時間使うところもあれば、また、そのうちの1時間ないし2時間ぐらいで活動されているグループもあると。そういうところでありましたら、時間を短くして使っていただければ今までよりは安くなるというケースもあるとは理解しております。

○委員 具体的に数字でいうと、午前中一括だと幾らで、1時間単位だと幾らになるんですか。

○事務局 現在の公民館、部屋の使用の場所にはよるんですけど、午前600円、午後800円、それから夜間800円というような中で、新しく地域交流センターになりますと、今説明しましたように1時間単位で設定をしてくるんですが、金額的なことは、地域交流センターの中で伊保地区というか、伊保の中央公民館のほうで会議室2という一番小さい部屋でしたら時間当たり200円という設定を予定されております。

○委員 午前中3時間使っても、午前中まるまる使っても一緒、同額ということですか。

○事務局 そうですね。今おっしゃられたように、3時間で600円、それから時間当たり小さい部屋でしたら200円ですので、それは3時間フルに使用したら同額になるし、仮に活動時間が2時間使用で済むということであれば400円ということで、従来よりは若干安く使用していただけるのではないかと考えております。

○委員 部屋によって、一番小さな部屋とか、大きい部屋とか、当然違います。私は阿弥陀公民館とかをよく使っていたんですけども、集会室みたいに広いところと、この半分ぐらいの部屋だったら当然そこは使用料が違ってくると思うんですけども。

○事務局 阿弥陀地域交流センターの部屋別の使用料の関係ですと、今おっしゃられたように、多目的ホール、一番広いところ、そこは一応400円で設定をされております、一番小さい部屋が200円ということになっておりますので、部屋の大きさによって使用料も変わってくるというところでございます。

○委員 申込みされるグループの会員数というところを見ますと、最低人数で2人のグループがあつたりするんですけども、対象人数というのは1人でも可能なんですか。2人以上でグループとして申込みできるんですか。こういうのについての規約は何もないんですか。

○事務局 委員の質疑の関係ですけど、生涯学習の登録グループの各基準というのがありまして、その中で、基本的には3名以上ということでグループという形で捉えて申請をしていただいております。その中で、グループとしての存続の関係で、一応そういう事情があれば、その中で少し緩和したような条件の中で対応しているというところです。

○委員 中筋のグループは2人だけで登録されていますけど、以前はそれなりの人数がおられたけど、人数が減ってきて存続という形になったということですね。実際にはこのグループは会員2人でやっているのか、それとも会員に登録されていないような方々も来られてやっているのか、どうなのでしょう。

○事務局 基本的に、申請のときには会員さんのお名前、人数を出していただいております。ただ、今、委員が言われますように、会員さん以外にその活動について参

加されているかどうかというところは今のところ確認はできていないところです。

○委員 グループで押さえているけど、人数が2人なんかになってしまうと、公民館の部屋を押さえてはいるけど使用しない状況があり、お金は払ってるかもしれませんが、安いから押さえていて、ほかの新たなグループが使いにくい状況が起こってないかなという懸念があったんです。昔そのようなことがありましたが今はそういうのはないですか。実際、このグループなんかも、ずっと活動をされているのかどうか非常にチェックしにくいと思いますけど、その部屋をずっと占有しているような形になってたとしたら大変かなと思ったりするんです。その辺はチェックとかはされているんですか。

○事務局 現在の公民館につきましては、登録グループの方は1年間、同じ部屋を同じ曜日の同じ時間、優先的に枠を取れるということでございます。それで、登録グループの方についても一応そういう話なんですけど、結局1か月前に申請していただき、お金を頂いて本申請に移っていくという形になりますので、実際にお金を頂いた中で部屋は使用しているということで、確認はしていただいていると思っています。

○委員 使用料は1年間の先払いじゃなくて、1か月前の支払いですか。

○事務局 はい、そのとおりでございます。1か月前から申請というか、お金を頂いて、使用頂けるというような形になっておりますので。ただ、今、山名委員が言われたように、1年間優先的に取る中で、それを占有しているかというところはないとは認識しております。

○委員 分かりました。1か月前の申請がなかったら、そこは空き部屋として新たにどなたかが利用することができるということであって、飛び込み的な形で利用したいということがあっても使用できるということで理解していいですね。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 実際に、新たな団体が公民館の部屋を利用させていただきというような利用申込みはありますか。

○事務局 一般貸館の分につきましては、登録グループが使っていない時間帯とか曜日とかいうので施設のシステムのほうで閲覧ができますので、そういう場合に、電話の問合せというのは確かに中央公民館のほうでも何件かあるのが現実です。

○委員 登録されているグループ以外に、使いたいというような利用の申込みって何件ぐらいあるんでしょう。1年間の予定になかった分として。

○事務局 データとしては持っていないんですが、年間的に見ますと、登録グループと貸館で使うところと、それから一般貸館、登録グループ以外の方が使うのは、年間を通して中央で大体半々程度かとは認識しています。

○委員 結構あるということですね。分かりました。

○教育長 登録グループが使用しないときは、その部屋を使用したい団体があれば一般貸館として利用できるんですね。分かりました。

○委員 グループ以外の方で半数利用があるとしたら、その使われている方々の団体は、自治会関係とか何の団体でしょうか。利用が減ってきているということであれば、そこを掘り起こし、利用の促進を図るために、新たにグループとして登録されていない方々の特徴をつかめれば、そういう方々に積極的な利用を促すようなことができると思いますが、どのような団体が利用されているのか調査はできていますか。

○事務局 委員が言いましたように、特徴まではつかんではないんですが、町内の各種団体の方が定期的には使っていただいているのは事実です。

それから、今の貸館と登録グループの件数の関係ですけど、ちょっと古いデータになりますけど、令和3年度に登録グループの使用回数が4,752件、貸館グループの使用回数が4,346件で、先ほどお答え申し上げましたように、おおむね半々ぐらいになっているかなというところでございます。

○委員 私の個人的な感覚なのかもしれないんですけど、今まで公民館をお借りして私たちも研修とか、高砂音楽家協会が研修するとか会議するとかいうと時々お借りするんですけども、ネックの1つに駐車場が足りないというのも大きな問題なんですよ。結局止められなくて、やっぱりあそこは車が入り切れないから無理かなみたいなことというのは必ずつきまとうんですね。その辺のところをやっぱりちょっと真剣に考えないと、なかなか使ってもらえないのかなと。自転車で行ける距離ならいいんですけども、ちょっと離れている方もやっぱりグループにいらっしゃったりすると、行ってみて駐車場がいっぱい、結局止められなくて帰るというような形が何度もありましたので。ですから、例えば伊保の中央公民館であれば、市役所の駐車場の一部を使えるようにするとか何か考えていかないと、これも大きな理由の1つになっているような気がちらっとします。また考えていただけたらありがたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○事務局 駐車場の問題でございます。確かに、今、委員おっしゃられましたように、ある曜日、ある時間帯、駐車場が不足するというんですか、そういうところも各公民館あるのは事実でございます。その中で、会員さんには車の乗り合わせとか、そういう事情とかいうことでお願いをして、少しでもそういう駐車場不足というんですかね、そこは解消にちょっと協力をいただいているところでございます。それからまた、中央公民館に限りますと、利用者の方に、もし駐車場がいっぱいであれば、今でしたら市役所の駐車場に置いていただいて参加していただくなり、そういうことも御案内をしております。

ただ、全体的な駐車場不足というんですか、そういうことにつきましては、今後、地域交流センターに移行していく中で、またそういう情報も市民部のほうに

もお伝えはしたいとは考えておりますし、実際そういうことでこれから動いていくところもあるかなとは思っております。

○委員 管轄が違い関係ないかもわかりませんが、旧の保健センターのところは駐車場がふんだんにあって、貸館で結構利用されているとお伺いしたんですけど、公民館のこういう貸出事業と、あそこのところの部屋の貸出しとはリンクしているんですかね。全く別の組織が管理しているんですかね。

○事務局 今の文化会館のほうの所管というのは教育委員会とは別のものとなっております。

○委員 貸館としての部屋の貸出しとしたら、今言った駐車場の問題と利用の利便性からいくと、公民館よりはるかに駐車場が潤沢にあるということで、利用が多いという話を聞いたことがあったんですけど、どうなんでしょうね。リンクして、一貫した、統一した公共施設の貸出し、利用というのは。縦社会で全く別で知らないですという形になっていいのかどうかというところがあるんですけど。

○教育長 休憩中に、もしも部屋が空いていなかったら近くの施設の紹介はあるのかという話をしました。紹介しながらうまく使っていただくようお願いしていくということでした承いただいています。

議案2につきましては、登録についての議案を可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案2については、原案どおり可決します。

議 事 協議事項 1 令和6年高砂市議会3月定例会提出議案に係る意見の聴取について

○事務局 補正予算から説明をさせていただきます。16ページをお願いいたします。

人件費の補正につきましては、年度末というところで、実績を基に精査をしたものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

予算の1番目、一番上になります。各小学校補修事業から一番下、教育センター整備事業まで15の事業が上がっております。そのうち三角で表示されている事業は、年度末の事業費が確定したことに伴う精査で減額をさせていただいているところでございます。

今回、3月補正で新たに予算を要求させていただいておりますのが2番目の小学校施設建設事業、また、5番目の中学校施設建設事業、13番目の教材備品等購入事業となります。主な内容につきましては、次のページ以降で説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

まず、小学校施設建設事業です。こちらにつきましては、学校施設等個別施設計画や空調設備更新年次計画に基づきまして改修工事を実施するものでございます。中筋小学校と曾根小学校が対象となっております。

また、19 ページをお願いいたします。

中学校施設建設事業につきましては、個別施設計画に基づき外壁及び更新工事を行うもので、対象は松陽中学校と鹿島中学校となっております。なお、施設建設事業につきましては、今年度中に事業を完了することができないため、令和6年度に繰り越すことになっております。

3月補正分につきましては以上でございます。

続きまして、20 ページからは当初予算になっております。

まず、20 ページのほうは当初予算の人員費でございます。配置する人数等につきましては、現状の人員配置を基に人数を配置し、現状の職員の給与を基に積算をしているところでございます。4月1日付で異動があった場合、それらについては改めて補正予算で精査するということになります。

21 ページをお願いいたします。

令和6年度の当初予算集計表になります。前年度と比べまして大きく変わっている点について説明をさせていただきます。

歳入につきましては、使用料及び手数料とあと、諸収入につきましては、公民館廃止に伴い減額となっているものでございます。また、県支出金につきましては、不登校支援員配置事業に伴う増となっております。また、市債につきましては、各小中学校の整備事業に伴う増となっております。

次に、下の表の歳出につきましては、教育総務費では、教育振興基本計画、また不登校問題対策、特別支援教育、外国人児童生徒等サポート事業等についての増でございます。また、小学校費とその次の中学校費では、一般廃棄物収集運搬を委託する費用の増となっております。また、社会教育費につきましては、公民館廃止による減額が主な要因となっております。

続きまして、22 ページをお願いいたします。

こちらに主な事業をお示ししております。一番上の1番目のところに教育振興基本計画策定事業から次のページの21番の教育振興事業のほうで予算の計上をしているところです。それぞれの新たな事業につきましては、24 ページからお示ししておりますので、そちらで説明いたします。

24 ページには、高砂市教育振興基本計画策定事業につきまして、計画策定のための委員の報償費や委託料をお示ししております。

25 ページには小学校施設建設事業につきまして、また、26 ページには中学校施設建設事業といたしまして、個別施設計画に基づく防水改修や老朽化に伴う校舎の修繕をする費用などをお示ししております。

27 ページをお願いいたします。

旧入江家住宅保存整備事業について、旧入江家住宅の保存整備をする費用をお示ししております。

28 ページをお願いいたします。

史跡整備事業につきましては、平成 30 年から 7 か年計画で行っている費用についてお示しをしております。

29 ページにつきましては、小中学校の給食事業につきましては、物価高騰による保護者負担を軽減するための費用をお示ししております。

続きまして、30 ページをお願いいたします。

子ども議会開催事業につきましては、市制 70 周年事業としまして、市内の中学校の生徒を対象に模擬議会を行う経費をお示ししております。

31 ページをお願いいたします。

不登校問題対策推進事業としまして、小学校内に、教室に入りづらい児童の居場所を設置し、不登校指導補助員を設置する費用をお示ししております。

32 ページをお願いいたします。

教育振興事業の部活動地域移行推進事業としまして、部活動の地域指導者を確保する費用等をお示ししております。

○教育長 事務局より説明が終わりました。補正分で質問いただいていいですか。まず、16ページから19ページ分で御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○委員 18ページのところなんですけど、空調の更新というのは、新たに改修工事とかいうと、全部新たに入れ替えるということですか。

○事務局 改修工事は管理系の諸室に既にある古い空調設備を新しく取り替えるものです。

○委員 替えるだけですか。

○教育長 順番に替えていくだけです。今年の順番が中筋小の空調で設備を新しく取り替えます。

どうでしょうか、3月補正分はよろしいですか。

では続いて、20 ページから当初予算になっていきます。当初予算の分が 32 ページまでとなっております。当初予算につきまして御質問、御意見ございますか。

○委員 一番最後の32ページです。部活動の地域移行推進事業についてですが、事業内容をざっと網羅されていますけれども、具体的な作業内容、予定として、これ、全部書いてあるんですが、大体おおまかなスケジュール、予定というのはどんな感じでされているのかというのがちょっと気になります。今分かっているなら教えていただきたいと思います。

○事務局 令和 6 年度ですか。

○委員 はい、そうです。

○事務局 令和 6 年度、今年度も開いておりますように、まず庁内委員会で、外部委員会というのは今年度のこれから 1 回開いておこうということで考えており、その庁

内委員会、外部委員会をまた定期的に開催する。その外部委員会には、来ていただく委員への報酬がありますので、その報償として上げています。

部活動地域指導者の確保、各種団体との調整・連携、また実証研究というところは、今年度は主にサッカー、ちょっとソフトボールも考えていたんですけど、今年度はそこはできてないので、来年度は引き続きサッカー、そしてソフトボール等を含めた陸上とかテニスとかが挙がっていたかな、7つぐらいの部活動にちょっと声をかけながら、実証研究の幅を広げていきたいということを考えております。それに係る指導者がやっぱり必要となってきますので、それだけの指導者への報償として額が上がってきております。

使用料、賃借料というのは、総合体育館であったり公共の施設、学校外の場所で何回か体験できればというところで上げております。

○委員

この部活の地域移行に関しての分ですけれども、今の既存の組織を当たって指導員にさせていただきたいという形で動いているのかなと思うんですけど、それ以外に、積極的に新たに、地域移行に関しての要するにシステムというか、組織というか、それなりの運営の仕方をする、きちんとした体系をつくって、外部から、市外からでも、そういう方々を呼び寄せてできるような形の、一歩踏み出した積極的なアクションを起こそうとしてこれをやっていっているのかどうかというのが気になるところで、マスコミに取り上げられないといかんということはないんですけど、一歩先んじないと、近隣の加古川、姫路が、いろいろやり出してきたとしたら、それなりのアスリートの確保というのは難しいところってありますよね。一歩先んじて動いていかないと、市全体が一緒になって、市長にもお願いしたように、動いていかないと、これを本当にやる気があるのだったら。多分出遅れるし、市の規模からいって絶対に大きい姫路市に、あるいは加古川市に、いろんなスポーツ団体にしろ、それなりの選手の方々を招聘するにしても、多分力負けするんじゃないかという懸念は絶対にありますよね。

だから、一歩先んじていかない限り、高砂ではどうしようもないどん詰まりの状態にはまってしまって、どうやってしたらいいんだろうという、何もできませんという形になっていってしまう懸念があるんですよ。だから、その焦りというのがあるんですけど、先生も当然焦っているとは思いますが。この予算のこういうのよりも、思い切った形で、いつアクションを起こしてくれるかなと思ってはいるんですけど。すごく難しいところで答えにくいところがあると思いますがね。非常に懸念していて、本当にこんな状態でしていたら、先を読んでしまったら、先ほど言ったことの状態になってしまって、やっぱり取り残されちゃったなという感じになってしまうんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○事務局

令和6年度の当初予算につきましては、本当に思い切ったというところまでは行かず、今年度行った実証研究、それを広げるというスタンスで臨んでいるところです。1年目やってみて、やはり指導者、思い切ったことをするのにしても、

高砂市にスイミングスクールというか、そういう施設というところも、やはり近隣市町に比べると非常に少ないというのが課題としてもあるので、そういうところも見据えて、推進期間の2年目として、そういうことも視野に入れながら取り組んでいこうと考えております。

○教育長 今後やるべきことは、32 ページの事業内容のところに書かせていただいておりますが、ちょっとスケジューリングをしながら、何月ぐらいにこんなんをしてとか、実証研究、こんなんをしてみたいなことを考えて、今後の部活動の在り方について考えていきたいということを思っています。では、ほかにございませんか。

○委員 その1つ前なんですけれども、不登校問題対策推進事業で、今、小学校の状況を見て、十分にこの感じで行き渡るのかどうか、数字だけを見るとちょっと分からないんですけど、どんな感じなんでしょうか。

○事務局 十分に行き渡るかどうかといいますと？

○委員 不登校に対応する先生を配置していくような形で、最低各校に1人ずつとか、そういうことができる予算なんでしょうか。

○事務局 今回、31ページで上げさせていただいている事業につきましては、市内小学校10校に1人の不登校指導補助員を配置する予定の案で当初予算として出させていただいておりますので、1校に1人配置、その配置時間は今のところ7時間ということで考えさせていただいております。

○委員 不登校の対策の指導補助員を置いてもらうのはいいんですけど、学校の中での場所の確保をしなきゃならないので、学校内で過ごせる「居場所を設置し」と言っている、これは保健室登校じゃなくて、新たに特別の教室的な部屋をつくるということで考えていいんですね。

○事務局 市内10校に確認しまして、空いている場所、空き教室であったりというところを考えております。そこを殺風景な空間ではなくて居心地のいい空間になるように、補助員を中心に、管理職を中心に空間づくりも含めての事業となっております。

○委員 不登校ですけど、短期間的に不登校に入っているようなときの問題と、長期に入ってきたときと、すごくレベルが違うので、そうしたときに、指導員と元の担任の先生方の連携というのが大事。それと、そのときに大事なのが、その担任の先生のやり方で、不登校になったとき、ウェブをされる先生とされない先生がいるんですよ。授業を欠席した子に関して、端末で出席できるんだったら出席して、そこで話していいですよという形で。インフルエンザとかで休んでも、それを使ってうまくできて勉強してくれる。インフルエンザの欠席に関してもレベルが違うから、担任の先生によって放っておられる先生と、毎日やられている先生がある。不登校の中であつたときに、常に、毎日のスケジュールをきちんと不登校の本人と保護者に対しての連絡事項を、反応がなくても一所懸命教える先生と、一

切教えない、一切コミュニケーションを取らない先生がいたりすると、不登校指導員が出てきたところで結局なかなかうまくいかないところがあるんですよね。

担任の先生とのコミュニケーションを取って、やっぱり担任の先生というのが意味があって、担任の先生がいるから絶対に行かないというのもあるのは事実ですけど、クラスの中でのいろんなトラブルだったとしたら、担任の先生が関わりをしてくれないといけない。関わりが外れていくと、どんどんどんどん遠のいていってしまうのでね。誰も取り残さないという形で教育長が言われたことがありますが、不登校で取り残されて、担任の先生から毎日のスケジュール、運動から、大会、そんなことすら何も伝わってこない状態に置かれている子はいっぱいいるんですよね、事実。それってやっぱり問題あると思うんです。その辺をどうするかということをいろいろ絡めて、不登校の連携を十分に改善してもらわないといけない。学校へ戻すことが正しいとは言いませんけど、子供の気持ち、居場所を、存在感、肯定感を持たすためにはなかなか難しいところがあると思うんですよね。そこはちょっと指導員を置いただけで解決しないので、担任の先生の連携、やはりもう1回皆さん、それぞれの学校の先生方が意識を持ってもらわないと、私、もうどうでもいいんかと思われたら、それこそ困る。

○教育長

任せてしまう。

○委員

任せてしまうからね。難しいところがあるんでしょうね。

○事務局

委員がおっしゃっていただいたこと、本当に問題になって、学校のほうにお願いしたことがあります。例えば中学生が定期テストの試験範囲を教えてもらっていないという相談を受けたりとか、もう来てもらわなくていいよと言ったら、本当にほったらかしになってしまったとか、やっぱり保護者さんも子供も関わってもらえることはずっと期待しているわけです。だから、そのところを忘れないよというのか、絶対にしないといけないことやと、継続しないといけないことだと思ってもらうように、不登校の担当者会ですとか、校長会ですとか、また研修とか、そういったところでずっと教育委員会としては言い続けていかないといけないというのは、委員おっしゃっていただいたように、人を配置して終わりではないというところは、絶対にそこは肝に銘じておきたいと思います。

○教育長

よろしいですか。

○委員

はい。

○教育長

あと、御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、協議事項なので、いろんな協議をしてきましたが、協議事項1、提出議案に係る意見聴取については原案どおり出していただくということでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長

協議事項1について、原案どおり可決とします。

議 事 協議事項 2 高砂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を定めること
について

○事務局 改正の趣旨としましては、各市民サービスコーナーと市民コーナーを廃止して、新たにアスパ高砂に市民サービスコーナーを設置することに伴いまして改正を行うものでございます。

こちらのほうは、教育委員会公告式規則第2条第3項の中の「各市民サービスコーナー及び各市民コーナー」の文言を消すものでございます。この改正により、公告は市役所本庁のみで行うようになるものでございます。

附則に、この規則につきましては令和6年4月1日から施行するものとしております。

簡単ですが説明は以上でございます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

じゃ、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項2について、原案どおり可決とします。

議 事 協議事項 3 高砂市教育センター条例施行規則及び高砂市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

○事務局 36ページの新旧対照表のほうをお願いいたします。

改正の趣旨としましては、高砂市立荒井保育園が幼保連携型認定こども園の高砂市立荒井こども園に移行することに伴う改正をするもので、こちらの上のほうの表が、高砂市教育センター条例の施行規則の第8条の第1項の表(1)の項の中に「保育所等」という文言があるところを「認定こども園等」に書き換えるものでございます。

また、その下の(2)の高砂市立学校施設使用条例施行規則の第5条第1項(2)、2号の項の中の「保育所等」を「認定こども園等」に、こちらのほうも文言を改めるものでございます。

また、附則に、令和6年4月1日から施行するものとしております。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 協議事項3について、原案どおり可決とします。

議 事 報告事項 1 高砂市教育委員会事業後援について

○事務局 申請があったのは5件です。こちらの1番から3番につきましては生涯学習課に依頼があったもので、下の2件については学校教育課に依頼があったものでございます。

右から2列目に承認決定の日付を上げさせていただいております。

説明は以上でございます。

○教育長 事業後援の承認一覧を見ていただいて、御質問、御意見ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長 報告事項1について、原案どおり承認します。

議 事 その他 1 3月行事予定について

○事務局 3月の行事予定につきまして、各中学校の卒業式、また小学校の卒業式等が予定をされております。

定例の教育委員会につきましては、3月28日の13時30分からの予定となっているところでございます。

○事務局 3月の行事予定ですけれども、例年3月の月末の定例教育委員会の前に臨時教育委員会で教職員人事に係ることを諮っております。3月14日木曜日あたりが例年の時期に当たりますが、ご都合はいかがですか。14日木曜日の臨時教育委員会のときに、13時半、教職員人事をよろしくお願いいたします。

○事務局 今、教職員人事の話がありましたけど、もう1つ、例年4月1日の市の異動もあるんですけど、それはまだ人事のほうから、いつ発表というところも全然聞いておりませんので分からないんですが、例年どおりいくと25日か26日ぐらいが人事の発表なのかなと思われますので、またその前後で急遽お願いする形にはなろうかと思います。

○教育長 事務局よりの説明が終わりました。

他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 事 その他 2 令和6年度学校教育の基本方針について

○事務局 例年作成しております高砂市の基本方針についてです。

本日、委員さんのお手元にお配りしているものですが、大きく内容は、ここが変わったということはございません。県が出している基本方針に準じて、変わっているところを照らし合わせて変更しているようなところです。

ただ、紙面の作り方として、途中に参考資料が挟まれているような形の作りになっております。去年まででしたら後方の参考資料というところにざっとあったものが、ちょっとそれぞれ、体力でしたら体力の近くに、その次のページにデータが入ってくるとかというような構成になっております。

これをまた 26 日ぐらいの週、26 日が月曜日なんですけど、その週あたりに主事のほうから教育委員の方に、また例年どおり連絡させていただいて、御意見を書き込みいただいたものなり、教育委員さんの意見をお伺いに行きまして、3 月 14 日、先ほど申しました臨時の教育委員会、教職員人事の後に、この教育方針についても意見を反映させていただいたものを提示させていただいてというような形にさせていただきたいと考えておるんですけれども、よろしいでしょうか。

○委員 3 月 26 日ですか。

○事務局 26 日の月曜日の週に、また教育委員会のほうに時間の御都合いかがですかということ連絡させていただいて、調整させていただく、伺うことになると思うんです。

○教育長 よろしいですか。その他 2、説明が終わりました。質問はないようなので、26 日に改めて電話させていただきます。

○事務局 26 日になるかどうかは。26 日の最後の週ですね。

○教育長 お願いいたします。

その他では、ほかにございませんか。

○事務局 議案書には上げておりませんが、荒井幼稚園の保護者説明会実施について御報告させていただきます。

荒井幼稚園の令和 6 年度の予定園児数は現在のところ 3 歳児 5 名、4 歳児 2 名、5 歳児 10 名の計 17 名となっております。令和 5 年度より 10 名減少しており、今後も園児数が増加するとは考えにくい状況であります。

社会性や多様性を育むためには一定規模の集団の中で教育、保育を受けることが望ましいと考え、昨年より庁内で検討しておりました荒井こども園との統合について、令和 7 年度より実施する方向で進めていきたいと考えております。このことについて、2 月 22 日木曜日に、令和 6 年度入園予定 5 名の保護者に対して入園説明会を実施いたしますので、その場で説明させていただくことを御報告いたします。

○教育長 説明は終わりましたが、質問、御意見ございますか。

○委員 いいですか。外してもらって。

○教育長 先ほど事務局より、荒井幼稚園の保護者会について、今後、令和 7 年度に向けて 1 つにまとめていくような説明をしていきますということです。これについて、その他の事項として御報告させていただきました。

令和 6 年 1 月 30 日 午後 5 時 07 分 教育長会議の閉会を宣告
